

入 札 方 法 等 に つ い て

入札参加者の皆様へ

飯 能 市 長

入札に参加されるに当たっては、下記の記載事項に留意のうえご参加ください。

記

- 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 契約保証金を納付すべきこととなった場合は、契約金額の10分の1に相当する額を契約保証金とし、その契約保証金に見合う履行保証保険に加入していただくことになります。
- 3 免税事業者が落札者となった場合は、免税事業者届出書を提出してください。
- 4 入札に当たっては、別紙「入札の心得」を熟読のうえ遺漏のないようご留意ください。

飯 能 市 入 札 の 心 得

- 1 入札者は、飯能市契約規則、飯能市建設工事請負契約約款、工事説明書、飯能市建設工事一般仕様書、工事仕様書、特記仕様書、図面、飯能市入札の心得、飯能市電子入札運用基準その他工事説明会等における配布資料及び入札通知書記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札してください。
- 2 入札の際に入札価格の積算内訳書を提出することを求めている案件については、提出された当該内訳書を確認した結果不備等が認められる場合、入札者に確認し当該内訳書を提出した者の入札を無効とする場合があります。
- 3 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ① 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
 - ② 明らかに連合によると認められる入札
 - ③ その他入札の条件に違反した入札
- 4 入札者のうち予定価格以内で最低の価格をもって入札したものを落札者とします。ただし、工事に係る入札で最低制限価格又は調査基準価格等を設ける場合は、次により落札者を決定します。
 - ① 最低制限価格を設ける場合
設計額の算出の基礎となった直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費等の68%の合計額に100分の110を乗じて得た額で、かつ予定価格の10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額の範囲内において定める最低制限価格に、110分の100を乗じて得た額を下らない最低の価格をもって入札したものを落札者とします。なお、最低制限価格に110分の100を乗じて得た額未満の入札は失格となります。
 - ② 調査基準価格及び失格基準価格を設ける場合
設計額の算出の基礎となった直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費等の68%の合計額に100分の110を乗じて得た額で、かつ予定価格の10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗

じて得た額の範囲内において定める調査基準価格に、110分の100を乗じて得た額未満の入札価格（以下「低入札価格」という。）をもって入札した者があるときは、当該低入札価格による入札者を調査するため、その入札を保留し、後日落札者を決定し、各社に通知します。この場合においては、低入札価格による入札者は、市が行う事後の事情聴取に協力しなければならないこととしますが、必ずしも落札者とならない場合があります。また、低入札価格が失格基準価格（設計額の算出の基礎となった直接工事費の90%、共通仮設費の80%、現場管理費の80%、一般管理費等の30%の合計額に100分の110を乗じて得た額（予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額））に110分の100を乗じて得た額未満の場合は失格となるため調査は行いません。

なお、調査基準価格及び失格基準価格の設定の詳細については、飯能市調査基準価格及び失格基準価格の設定に関する基準を参照してください。

- 5 低入札価格をもって契約した工事については、飯能市建設工事請負約款第10条に規定する現場代理人と主任（監理）技術者の兼任を認めません。
- 6 低入札価格をもって入札した者は、第4項に定める調査を辞退することができます。この場合においては、辞退した者は失格となりますが、不利益な取扱はしません。
- 7 落札者から落札辞退の申し出があったときは、次位の者を落札者とすることができます。
- 8 入札を行っても落札者がいないときは、公告等の規定に基づき、再度の入札を行います。それでも落札者がいないときは、当該入札を閉鎖し、入札価格の低位二者による見積書の提出によって随意契約をすることができます。ただし、入札前に当該予定価格を明示する場合においては、再度入札は行わず、落札者がいない場合は、当該入札を閉鎖します。この場合において、後日改めて行う入札には、不調になった入札に参加した者は参加することができない場合がありますのでご了承ください。

- 9 入札者は、入札後に異議申し立てはできないものとします。
- 10 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に行うことができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- 11 落札者は7日以内に契約を締結してください。この期間内に契約を締結しない場合、その落札は効力を失います。
- 12 落札者は契約締結後14日以内に請負代金内訳書を工事担当課へ提出してください。
- 13 入札及び契約については、飯能市契約規則、飯能市建設工事請負契約約款、飯能市建設工事一般仕様書、飯能市入札の心得、その他関係法令等に基づいて行います。契約規則、飯能市電子入札運用基準、契約約款及び一般仕様書は、市ホームページで閲覧できます。
- 14 入札及び契約についてあらかじめ定めのない事項については、その都度定めます。

入札及び工事の施工に当たっての注意事項

入札参加者の皆様へ

飯 能 市 長

入札及び工事の施工に当たっては、次の事項を遵守してください。

1 独占禁止法等関係法令の遵守について

- ① 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行わないこと。
- ② 受注者は、建設業法第22条に規定する一括下請行為等に抵触する行為を行わないこと。
- ③ 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守すること。

2 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

- ① 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、「建設産業に関する生産システム合理化指針」を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めること。

また、特定建設業者は、建設業法第24条の6、第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

- ② 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り飯能市内の業者のうちから選定するよう努めること。
- ③ 下請契約を締結するときは、請負金額、工期、請負代金の支払方法等を明記した契約書を作成すること。第二次以下の下請契約についても同様とすること。
- ④ 下請契約を締結したときは、下請負人通知書に下請負人との契約書等の写しを添えて事業担当課に提出すること。
- ⑤ 建設産業における所定労働時間については、労働基準法に基づき、全ての事業場で週40時間体制に全面的に移行しており、工事の施工に当たっては、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減するなどの方法を通じて、週所定労働時間40時間制への円滑な移行に努めること。

3 建設資材納入業者との契約について

- ① 建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害すること

のないように公正な取引をするよう努めること。

- ② 工事材料の調達に当たっては、できる限り飯能市内の業者から選定するよう努めること。

4 労働災害の防止について

建設労働者の確保並びにこれら労働者の健康の保持、適正な賃金の支払い等による労働条件の改善に留意し、元請、下請が一体となって労働災害の防止に努めること。

5 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たり、工事資材の運搬については過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる資材納入業者からは資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めること。

6 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入を含む。）のうち、ディーゼル車（貨物・バス・特殊）については埼玉県生活環境保全条例（以下「県条例」という。）に適合する車両とすること。

7 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入を含む。）並びに建設機械等の燃料として、地方税法及び県条例に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。

また、関係機関が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなどの協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。

8 建設業退職金共済制度への加入等について

- ① 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合には、勤労者退職金共済機構（以下「共済機構」という。）に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

- ② 1件当たりの請負金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合には、共済機構の発注者用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。また、当該工事が終了したときは、対象労働者へ共済証紙を貼付した実績を建設業退職金共済証紙貼付実績報告書により提出すること。

- ③ 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対してこの制度を説明するとともに、共済証紙の現物貼付又は掛金相当額を下請代金中に算入その他の方法により本制度の促進に努めること。
- ④ 下請業者の規模が小さく、本制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- ⑤ 工事請負契約を締結した業者は、共済機構支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し対象となる労働者への周知を図ること。

9 技術者の適正な配置について

- ① 1件の請負金額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、元請業者は工事ごとに専任の主任技術者を配置すること。
- ② 元請業者が特定建設業者であり、請負った建設工事を施工するために契約した下請契約に係る請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置すること。
- ③ 専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、専任されている期間中のいずれの日においても監理技術者講習を終了した日から5年を経過していないものであること。また、当該工事に係る職務に従事しているとき、発注者から請求があった場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を提示すること。
- ④ 主任技術者又は監理技術者選任の届出の際には、主任技術者又は監理技術者が当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ原則として3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- ⑤ 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置については、飯能市専任特例監理技術者等の配置に関する試行要領を参照すること。

10 工事成績評定の実施について

請負金額が200万円以上の場合（請負金額500万円未満の修繕工事を除く。）は、工事成績評定を実施するので、請負者はあらかじめ了承の上対応すること。

11 施工計画書の提出について

請負金額が200万円を超える場合、請負者は、施工計画書を事業担当課に提

出すること。請負金額が200万円以下の場合における施工計画書の提出については、監督員の指示に従うこと。

1 2 工事施工体制台帳及び施工体系図の作成等について

建設工事の受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

また、建設工事の受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

1 3 CORINSへの登録について

請負金額が500万円以上の工事（単価契約の場合は、完成時に請負金額の総額が500万円以上の工事）については、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上で（一財）日本建設情報総合センターに登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。

1 4 経営事項審査の義務化について

建設業法の規定により、一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられており、これに伴い経営事項審査を受けていない業者は、飯能市発注の工事を元請として請負うことができない場合があるので、決算期ごとに経営事項審査を受け総合評価値通知書（P点分かるもの）の写しを発注者に提出すること。

1 5 建設労働者の適切な賃金の支払について

工事費の積算は二省協定労務単価に基づく埼玉県の積算標準単価表等により積算している。この点に十分留意し、建設労働者の適切な賃金の支払いについて配慮するよう努めること。

※二省協定労務単価：農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるために定めた公共工事設計労務単価

飯能市 契約検査課